

青 整 企 第 3 1 9 号
平成 2 1 年 2 月 2 4 日

部 内 各 課 長 殿
青 森 空 港 管 理 事 務 所 長 殿
八 戸 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所 長 殿
各 地 域 県 民 局 地 域 整 備 部 長 殿

整 備 企 画 課 長
(公印省略)

工 事 請 負 契 約 書 第 2 5 条 第 5 項 (単 品 ス ラ イ ド 条 項) の
減 額 と な る 場 合 の 運 用 基 準 の 改 定 に つ い て

標記については、平成 2 1 年 1 月 1 4 日 付 け 青 整 企 第 2 9 2 号 に お い て 制 定 し た と こ ろ で す が、国 土 交 通 省 で は 「請 負 代 金 額 の 減 額 変 更 を 請 求 す る 場 合 に お け る 工 事 請 負 契 約 書 第 2 5 条 第 5 項 の 運 用 に つ い て」各 地 方 整 備 局 に 対 し、平 成 2 1 年 2 月 9 日 付 け で 通 達 が 発 出 さ れ た こ と か ら、国 土 交 通 省 と の 整 合 を 図 る た め、「工 事 請 負 契 約 書 第 2 5 条 第 5 項 (単 品 ス ラ イ ド 条 項) の 減 額 と な る 場 合 の 運 用 基 準」を 一 部 改 定 し た の で、お 知 ら せ し ま す。

ま た、各 地 域 県 民 局 地 域 整 備 部 に お い て は、貴 管 内 市 町 村 に も 参 考 通 知 し て く だ さ る よ う お 願 い し ま す。

記

1. 改定概要 適用対象工事： 「各品目ごとの変動額の合計が、請負代金額の 100 分の 2 以上変化していると予想される場合」の判定基準の枠を、平成 21 年 4 月 1 日以降の工事から除外する。
変動後の単価決定： 材料の搬入月は、計画工程表等の甲の有する情報に基づき判断するものとし、乙が異議を申し立てた場合に限り、証明書類等の請求ができることとする。
2. 予想される対象材料 『燃料油』『鋼材類のうち H 型鋼、異形棒鋼』
3. 添付資料 「工事請負契約書第 2 5 条第 5 項 (単品スライド条項) の
減額となる場合の運用基準」
「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書
第 2 5 条第 5 項の運用について」(国土交通省通達：参考)

以上

工事請負契約書第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の減額となる場合の運用基準

制 定 平成 21 年 1 月 14 日青整企第 292 号
改 定 平成 21 年 2 月 24 日青整企第 319 号

青森県県土整備部所管の公共工事において、特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内価格に著しい変動を生じ、「工事請負契約書第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の運用基準(平成 20 年 7 月 7 日制定)」に規定する**単品スライド額が減額**となる場合について、その運用方針について定めたので、当面これによるものとする。

また、この定めのない事項については、「工事請負契約書第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の運用基準(平成 20 年 7 月 7 日制定)」によるものとする。

1 対象材料

- (1) 適用の対象となる「**主要な工事材料**」は、「工事請負契約書第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の運用基準(平成 20 年 7 月 7 日制定)」の規定によるものとする。
- (2) 前項の「**主要な工事材料**」のうち、各品目ごとの変動額が、**請負代金額の 100 分の 1 を超える**場合に適用する。

2 適用対象工事

- (1) 本基準の施行日(平成 21 年 1 月 14 日)以降に継続して施工する工事で、工期の末日が平成 21 年 3 月 31 日以前である工事については、使用した「**対象材料**」の変動額算定式により算定した各品目ごとの変動額の合計が、**請負代金額の 100 分の 2 以上変化している**場合に適用する。
- (2) 平成 21 年 4 月 1 日以降に継続して施工する工事、又は新規に発注される工事で、各品目ごとの変動額が、**請負代金額の 100 分の 1 を超える**場合に適用する。

3 単品スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額(以下「**単品スライド額**」という。)の算定は、上記 1 (2) の規定による「**対象材料**」について、次式により算出するものとする。

$$S_T = (M'_a - M_a) + (M'_b - M_b) + P \times 1 / 100$$
$$M = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$
$$M' = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

S_T : 単品スライド額
 M : 価格変動前の各対象材料の金額
 M' : 価格変動後の各対象材料の金額
 p : 設計時点における各対象材料(品名・規格別)の単価(設計単価)
 p' : 価格変動後の各対象材料(品名・規格別)の単価(実勢価格等)
 D : 各対象材料の単品スライドの対象とする数量
 k : 落札率(当初請負代金額を当初設計金額で除して得た値)
 P : 価格変動前の請負代金額(消費税相当額含む)

- (2) 価格変動後の各対象材料の金額(M')は、次によるものとする。
 - 1) 「**5 対象数量の決定方法**」で決定した対象数量に「**4 価格変動後における単価の算出方法**」に規定する実勢価格を乗じて得た代金額とする。
 - 2) 乙が実際に購入した際の各対象材料の購入代金を合計した金額(M' 対応額)を示して 6 (4)

により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)及び前項の規定により算定した金額(M')を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあつては、当該各対象材料の実際の購入代金を用いて、(1)の算定式により単品スライド額を算定する。

- (3) 適用対象工事に該当した場合は、次によるものとする。
- 1) 工期の末日が平成21年3月31日以前の工事であつて、協議の結果、当該工事に係る変動額が、**請負代金額の100分の2以上の変動額**となる場合は、**100分の1を超える額**を単品スライド額とする。
 - 2) 平成21年4月1日以降に継続(又は発注)する工事であつて、協議の結果、当該工事に係る変動額が、**請負代金額の100分の1以上の変動額**となる場合は、**100分の1を超える額**を単品スライド額とする。

4 価格変動後における単価の決定方法

- (1) 単品スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')の決定方法は、次のとおりとする。

1) 鋼材類

- ① 施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した、各対象材料の**搬入月の実勢価格**とする。

ただし、対象材料を複数の月に現場に搬入した場合にあつては、各搬入月の実勢価格を**平均**した価格とする。

- ② 上記①の実勢価格は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。

例えば、1月に現場搬入した鋼材の実勢価格は、物価資料1月号に掲載された価格を採用する。

2) 燃料油

- ① 工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における**実勢価格の平均価格**とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、各対象材料の購入月の**実勢価格**とする。

ただし、対象材料を複数の月に購入した場合にあつては、各購入月の実勢価格を**平均**した価格とする。

- ② 上記①の実勢価格は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格とする。

例えば、1月に購入した燃料油の実勢価格は、物価資料2月号に掲載された価格を採用する。

3) アスファルト類

- ① 施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した、各対象材料の**搬入月の実勢価格**とする。

ただし、対象材料を複数の月に現場に搬入した場合にあつては、各搬入月の実勢価格を**平均**した価格とする。

- ② 上記①の実勢価格は、対象材料を搬入した月の翌月の物価資料の価格とする。

例えば、1月に現場搬入したアスファルト類の実勢価格は、物価資料2月号に掲載された価格を採用する。

4) その他の材料

鋼材類に準ずる。

5 対象数量の決定方法

- (1) 単品スライド額の算定の対象とする数量（D）の決定方法は、次のとおりとする。
 - 1) 鋼材類
 - ① 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量とする。
また、甲の設計数量の範囲内で、加工によるロス分も対象数量とする。この場合、ロス分に係るスクラップ控除を併せて考慮すること。
 - ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量とする。
なお、任意仮設については対象としないものとする。
 - 2) 燃料油
 - ① 甲の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量とする。
 - ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量とする。
なお、任意仮設については対象としないものとする。
 - ③ 現着単価で設定されている各種資材の運搬や、共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等の運搬及び分解・組立に必要な燃料油は、対象としないものとする。
 - 3) アスファルト類
 - ① 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量とする。
また、甲の設計数量の範囲内で、施工によるロス分を対象数量とすることができる。
 - ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量とする。
なお、任意仮設については対象としないものとする。
 - 4) その他の材料
鋼材類に準ずる。

6 請負代金額の変更手続

- (1) 甲は「2 適用対象工事」に該当すると認めるときは、該当する対象材料について、実勢価格、対象数量等をもとに算出した「請負代金額変更請求額概算計算書（別紙－1）」を添えて、原則「工期末の2ヶ月前まで」に、工事請負契約書第25条第5項の規定に基づく請負代金額の変更を請求できるものとする。（様式－1）
- (2) 甲は、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を行ったときは、工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを請求した日から7日以内に乙に通知するものとする。
（様式－2）
なお、同項による通知は、前項の規定による請求と同時に進めてもよいものとする。
（様式－3）
- (3) 工事請負契約書第25条第7項に基づく協議は、甲が、計画工程表等をもとに対象となる品目、規格、数量等を決定し、書面により行うものとする。（様式－4）
- (4) 甲は、乙が甲の算定した単品スライド額に対し、異議を申し立てたときは、乙に対し、各対象材料を購入した際の購入数量・価格、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類（以下「証明書類」という。）の提出を求めることができる。
なお、証明書類（資料）には、納品書・請求書・領収書のほかに、「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用基準（平成20年7月7日制定）」に規定する別紙－3－1～2に定める資料を含むものとする。

- (5) 前項の規定による証明書類等の提出の要求があった場合は、乙は誠意をもって、これに応じなければならない。
- (6) 甲は前項の協議が成立したときは、乙に変更請負代金額及びスライド変更額を通知するものとする。(様式-5)
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

7 部分払時の取扱い

- (1) 本基準の施行後に、工事請負契約書第37条第3項の規定に基づき、部分払のための出来形検査を乙が請求した場合において、当該出来形部分についても単品スライド条項の適用対象とする場合には、甲は当該検査完了後に、「**出来形検査に係る既済部分は工事請負契約書第25条第5項の適用対象とする**」旨を通知するものとする。(様式-7)
- (2) 前項の規定を適用した場合、それ以降の残工事における部分払いのための出来形検査にあっては、必然的に単品スライド条項の適用対象となる。

附 則

- (1) この運用基準は、平成21年1月14日より施行する。

(2) 本基準の施行にあたり、暫定処置として、工期の末日が**平成21年3月31日以前**である工事については、単品スライド条項に規定する請負代金額の変更請求は、当該請求の際に2ヶ月未満であっても、**工期満了前であって、かつ、平成21年1月30日までの場合は、適用できるものとする。**

附 則

この運用基準は、平成21年2月24日より施行する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者) 殿

〇〇地域県民局長 印

工事材料の価格の変動に基づく請負代金額の変更に伴う

建設工事請負契約書第25条第5項の適用について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって建設工事請負契約を締結した下記の工事について、工事材料の価格の変動に伴い、請負代金額を変更したく建設工事請負契約書第25条第5項の規定に基づき請求します。

記

1. 工事番号 第〇〇〇号
2. 工事名 〇〇〇〇線 〇〇〇〇 工事
3. 請負代金額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (消費税込み)
4. 工期 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
5. 請求する主要資材名
【鋼材類】 鋼管杭、異形棒鋼、・・・etc
【燃料油】 軽油、ガソリン、・・・etc
6. 変更請求額 別添「請負代金額変更請求概算額計算書(別紙-1)」による

(様式-2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者) 殿

〇〇地域県民局長 印

工事材料の価格の変動に基づく請負代金額の変更に伴う
建設工事請負契約書第25条第5項の適用について (通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求した下記の工事について、建設工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、協議開始日を下記のとおり通知します。

記

1. 工事番号 第〇〇〇号
2. 工事名 〇〇〇〇線 〇〇〇〇 工事
3. 工期 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
4. 協議開始日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者) 殿

〇〇地域県民局長 印

工事材料の価格の変動に基づく請負代金額の変更に伴う

建設工事請負契約書第25条第5項の適用について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって建設工事請負契約を締結した下記の工事について、工事材料の価格の変動に伴い、請負代金額を変更したく建設工事請負契約書第25条第5項の規定に基づき請求します。

なお、建設工事請負契約書第25条第8項の規定に基づく協議開始日を下記のとおりとするので、併せて通知します。

記

1. 工事番号 第〇〇〇号
2. 工事名 〇〇〇〇線 〇〇〇〇 工事
3. 請負代金額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (消費税込み)
4. 工期 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
5. 請求する主要資材名
【鋼材類】 鋼管杭、異形棒鋼、・・・etc
【燃料油】 軽油、ガソリン、・・・etc
6. 変更請求額 別添「請負代金額変更請求概算額計算書(別紙-1)」による
7. 協議開始日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(様式-4)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者) 殿

〇〇地域県民局長 印

請負代金額の変更について (協議)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで通知した下記の工事について、別添のとおり品目・規格・数量としたので、工事請負契約書第25条第7項の規定に基づき協議します。
(また、本協議書の通知日をもって協議開始の日とします。(必要に応じて記載))

記

1. 工事番号 第〇〇〇号
2. 工事名 〇〇〇〇線 〇〇〇〇 工事
3. 請負代金額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (消費税込み)
4. 工期 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
5. 協議資料 別添「工事請負契約書第25条第5項の対象材料内訳表 (別紙-2)」

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者) 殿

〇〇地域県民局長 印

請負代金額の変更について (通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議したこのことについて、下記のとおり変更することとしたので、異議のないときは、別紙変更契約書案により変更契約を締結して下さい。

記

1. 工事番号 第〇〇〇号
2. 工事名 〇〇〇〇線 〇〇〇〇 工事
3. 請負代金額^{※1} 増額¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
 - (1) 変動前請負代金額^{※2} 増額¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥〇,〇〇〇,〇〇〇円
 - (2) 単品スライド金額^{※3} 減額¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥〇,〇〇〇,〇〇〇円

- ※1 請負代金額には、変動前請負代金額と単品スライド金額の合算額を記載
2 変動前請負代金額には、単品スライド条項適用前の精算変更により積算した金額を記載
3 単品スライド金額には、単品スライド額計算書により決定した額を記載
4 上記金額は、全て当初 (変更前) 請負代金額に対する増減額で示す。

(様式－6)

(該当様式なし)

(A 4 版)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者) 殿

〇〇地域県民局長 印

工事請負契約書第25条第5項の適用について (通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施した下記工事の出来形検査に係る既済部分は工事請負契約書第25条第5項の適用対象とする。

記

1. 工事番号 第〇〇〇号
2. 工事名 〇〇〇〇線 〇〇〇〇 工事
3. 工事場所 青森県〇〇市大字〇〇〇地内
4. 請負代金額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (消費税込み)
5. 工期 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
6. 適用開始日 平成〇〇年〇〇月〇〇日とし、残工事も含めて適用対象とする*。

※ 出来形検査請求時に、単品スライド条項の適用対象とした場合は、以降残工事も全て対象となるものとする。

